

日本国佐賀女子短期大学と

中華人民共和国 南通科技職業学院との

交換留学生制度に関する協定書

- 1 この協定は、日本国佐賀女子短期大学（以下、佐賀女子短期大学）と中華人民共和国南通科技職業学院（以下、南通科技職業学院）との間に提携された学術教育交流協定書に基づいて、交換留学制度について定めるものである。
- 2 両校は、協定期間のあいだ、若干名の交換留学生を下記の条件に従い受入れる。
 - 1) 受入れる期間は、各学期の初めからとし、留学期間は1学期間または2学期間とする。
 - 2) 派遣校は、交換留学希望者を審査した後、候補者の留学に必要な申請書を、相手校に送付する。
 - 3) 受入校は、所定の手続きに従い、選考の上、受入学生を決定する。
 - 4) 交換留学生は、受入校の定めるところに従い、必要な授業科目を履修する。
 - 5) 派遣校は、受入校で与えられた単位や評価を十分尊重する。ただし、その認定の仕方については、派遣校の定めるところによるものとする。
 - 6) 両校の交換留学生は、留学期間中、派遣元の学校に正規の授業料を納め、学籍をおく。受入校は、検定料、入学金、授業料を徴収しないものとする。
 - 7) 交換留学生は、各自、寮費、交通費、書籍費・医療費、保険費、その他の支出に対して全ての責任を持つ。
 - 8) 両校は、交換留学生の生活面についての助言を行う。
- 3 両校で受け入れる交換留学生の身分は、両校の学則で定められたものとする。
- 4 その他、本協定が定めたこと以外の必要な事項については、両校の担当部署が協議した上で決定する。
- 5 この協定は、2015年12月11日から効力を有し、5年間有効とする。ただし、いずれの側から改廃の申し出がない限り、5年間を自動的に更新する。

佐賀女子短期大学

学 長

南 里 悦 史

南里悦史

南通科技職業学院

学院長

万 健

万健

中华人民共和国南通科技职业学院与

日本国佐贺女子短期大学 关于交换留学制度的协议书

- 1 本协议根据中华人民共和国南通科技职业学院（以下称南通科技职业学院）与日本国佐贺女子短期大学（以下称佐贺女子短期大学）之间的有关学术教育交流的合作协议书，制定的交换留学制度。
- 2 在协议期间，两校按照以下条件接受留学生若干名。
 - 1) 接受时间为每学期的开始，留学期限为一学期或两学期。
 - 2) 派遣学校先审查交换留学的申请人，再将候选人留学必须的申请书寄送给对方学校。
 - 3) 接受学校按照所定的手续，选拔后决定接受留学生。
 - 4) 交换留学生按照接受学校的规定，学习必要的科目。
 - 5) 两校应充分注重接受学校给出的学分和评价，但认定方法，依据派遣学校的规定。
 - 6) 两校的交换留学生，在留学期间，应向派遣学校缴纳正规的学费，以便保留学籍。接受学校不收鉴定费，入学费，学费。
 - 7) 交换留学生本人应承担寄宿舍费、交通费，书本费，医疗费，保险费及其他费用。
 - 8) 两校应给予交换留学生生活上的指导。
- 3 两校接受的留学生的身分，应由两校校规决定。
- 4 另外，本协议规定以外的其他事项，由两校相关部门协商后决定。
- 5 本协议自2015年12月11日起开始生效，有效期限为5年。但只要任何一方不提出解除申请，协议将自动更新下一个5年。

南通科技职业学院

日本佐贺女子短期大学

学院 长

学 长

万 健

南 里 悦 史

